

添付法令資料 3 :

観光セクターにおけるリスクベース事業許可 (PBBR) の実施における
事業活動基準、監督実施手続及び行政処分に関する
2025年10月10日付インドネシア共和国観光大臣規則No. 6 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 観光セクターにおけるリスクベースの事業許可の実施における事業活動基準 (第 3 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 観光セクターにおけるリスクベースの事業許可の監督の実施
 - 第 1 節 監督の対象 (第 6 条)
 - 第 2 節 監督における権限の分配 (第 7 条)
 - 第 3 節 監督実施機関 (第 8 条)
 - 第 4 節 監督における制限 (第 9 条)
 - 第 5 節 PBBR 監督手続 (第 10 条)
 - 第 6 節 PBBR 監督サブシステム (第 11 条)
- 第 4 章 行政処分
 - 第 1 節 観光事業者に対する行政処分 (第 12 条)
 - 第 2 節 警告 (第 13 条及び第 14 条)
 - 第 3 節 暫定的停止 (第 15 条)
 - 第 4 節 リスクベース事業許可の取消し (第 16 条ないし第 19 条)
- 第 5 章 経過規定 (第 20 条及び第 21 条)
- 第 6 章 終則 (第 22 条及び第 23 条)